

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

支援の対象となる肥料

令和4年6～10月に注文・購入した**秋肥**

令和4年11月～令和5年5月に注文・購入※した**春肥**

※本年秋肥と来年春肥は、それぞれまとめて、別々に申請となります

※春肥の申請〆切は2月中の予定です。それまでに注文・購入をしてください

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right]} \right) \times 0.7$$

秋肥の支払い例(肥料費が100万の場合)

$$(100万 - (100万 \div 1.4 \div 0.9)) \times 0.7 = 14.4万$$

※

※小数点第2位で四捨五入

支援の対象となる方

農産物を販売し、化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農業者

※自給飼料の生産を行う畜産農家の場合は畜産物の販売実績があること

販売を開始していない新規就農者の場合は認定新規就農者であれば対象となります

申請に必要なもの

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの**注文票**と**領収書**、または**請求書**

※当JAにて購入された肥料に関しては、該当する購入データがあれば当JAにて出力した**明細書**をもとに申請することができます

- 2 **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むことを明記した「**化学肥料低減計画書**」

その他、要件を確認する**誓約・同意書**などがあります



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
 ※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法

原則として、肥料を購入した店舗での申し込みとなりますので、肥料を購入した各営農経済・資材センター及び支店にお問い合わせください
申請に必要な「**化学肥料低減計画書**」や「**誓約・同意書**」の様式も各申込窓口にあります

留意事項



- ・ 令和4年6月以前に注文、購入した肥料は対象となりません
- ・ 肥料法に非該当となる品目(培土等)については対象となりません
- ・ 肥料以外の資材(農薬やビニールなど)は対象となりません
- ・ 「令和4年度又は令和5年度の取組」として○や◎をつけた化学肥料低減の取組は、後日、取組情報を確認いたします。取り組んだことの根拠となる書類は必ず5年間の保管をお願いいたします

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年10月頃～

農業者からの当JAへの申請受付(秋肥分)

令和4年12月頃～

当JAから農業者への支援金の振込(秋肥分)

令和5年2月頃～

農業者からの当JAへの申請受付(春肥分)
農業者の化学肥料低減の取組状況確認①

令和5年4月頃～

当JAから農業者への支援金の振込(春肥分)

令和6年度中

農業者の化学肥料低減の取組状況確認②

Q&A

問 い

答 え

①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたいただければ支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものも**カウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取り組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んで**いただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んで**いただければ結構です。

⑤

いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥**でそれぞれまとめて申請してください。
- ・ 秋肥について、**早めに申請**いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。

⑥

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書が間に合わない場合は、請求書を提出**いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

問い合わせ先

【茨城県農業技術課】

TEL:029-301-3894

【茨城県農業再生協議会

茨城県農業協同組合中央会】

県営農支援センター

TEL:029-232-2101

【JA常陸】

ひたちなか営農経済センター

TEL:029-273-8593

笠間営農経済センター

TEL:0296-74-4717

大宮営農経済センター

TEL:0295-52-4517

水府資材センター

TEL:0294-85-0044

高萩営農経済センター

TEL:0293-22-3008

経済部 経済農機課

TEL:0294-87-6820

または、最寄りの資材センター及び支店へ